（証券コード1814）
平成27年６月10日

株　主　各　位

大阪市中央区久太郎町二丁目５番28号
大末建設株式会社
代表取締役社長　日　髙　光　彰

第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席いただけない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年６月25日（木曜日）午後５時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月26日（金曜日）午前10時
２．場　　所　大阪市中央区久太郎町二丁目５番28号　当社９階会議室
３．目 的 事 項
　報 告 事 項　1. 第69期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
　　事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　2. 第69期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
　　計算書類の内容報告の件
　決 議 事 項
　　第１号議案　剰余金処分の件
　　第２号議案　定款一部変更の件
　　第３号議案　取締役７名選任の件
　　第４号議案　監査役１名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当社は、法令および当社定款の規定に基づき、添付書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.daisue.co.jp/）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
①連結株主資本等変動計算書
②株主資本等変動計算書
③連結計算書類の連結注記表
④計算書類の個別注記表
なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。
◎事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.daisue.co.jp/）に掲載させていただきます。
◎当日当社役職員は、節電のため軽装（クールビズ）でご対応させていただきます。株主の皆様におかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申しあげます。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

Ⅰ．企業集団の現況に関する事項

１．事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の積極的な経済政策や日銀の金融政策の効果を受けて、企業収益、雇用情勢の改善がみられ、個人消費にも底堅い動きがみられるなど、景気は緩やかな回復基調を辿りました。

この間、当建設業界におきましては、住宅建設が堅調に推移したものの、堅調であった公共投資がやや弱含みとなり、労務単価、建設資材価格等の動向にも引き続き注視が必要な経営環境が続きました。

このような情勢のなか、当社グループは、中期経営計画「ＡＣＨＩＥＶＥ　ＤＡＩＳＵＥ　８０ｔｈ」(平成26年度～平成28年度)の初年度目標達成を目指して営業活動を展開した結果、当連結会計年度の業績は、受注高が55,359百万円（前連結会計年度比6.4％減）、売上高は55,726百万円（前連結会計年度比6.8％増）、営業利益が2,074百万円（前連結会計年度比33.8％増）、経常利益が1,882百万円（前連結会計年度比34.9％増）、当期純利益が1,633百万円（前連結会計年度比31.8％増）となりました。

利益配分につきましては、安定配当を基本方針とし、株主利益の増大を念頭に置いて、当期の業績、将来の見通し等を総合的に勘案して決定すべきものと考えております。

当社は、遺憾ながら長期間に渡り無配を継続しておりました。

平成26年度よりスタートの３ヶ年経営計画「ＡＣＨＩＥＶＥ　ＤＡＩＳＵＥ　８０ｔｈ」において、出来るだけ早い時期での復配を目指して取り組んでまいりましたが、業績目標については初年度でほぼ目途が立ち、配当出来る環境が整ったと判断し復配をすることといたしました。

主な受注工事は、伊藤忠都市開発株式会社：東五反田五丁目計画新築工事、株式会社王将フードサービス：株式会社王将フードサービス東松山工場新築工事、野村不動産株式会社：プラウド吹上公園パサージュ新築工事、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行：株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行大

阪ビル新築工事、守口市：さつき小・第三中学校統合校新築工事（第Ⅰ期）等であります。

主な完成工事は、国立大学法人千葉大学：千葉大学（西千葉）総合研究棟（工学系）新営その他工事、アルファクラブ武蔵野株式会社：アルファクラブ武蔵野春日部駅前葬斎センター新築工事、社会医療法人信愛会：交野病院新築工事、東急不動産株式会社：ブランズ芦屋川新築工事、京阪電鉄不動産株式会社：奈良小西町マンション新築工事等であります。

なお、当社グループは単一セグメントのためセグメント情報の記載は行っておりません。

当連結会計年度の受注高、売上高および繰越高　（単位　百万円）

区　　分		前連結会計年度繰越高	当連結会計年度受注高	当連結会計年度売上高	次連結会計年度繰越高
建設事業	建　　築	45,149	54,928	54,039	46,038
	土　　木	626	430	581	474
	計	45,775	55,359	54,621	46,513
不動産事業等		―――	―――	1,105	―――

（注）当連結会計年度売上高は、建設事業については完成工事高、不動産事業等については不動産ならびに保険の代理業等の売上高によっております。

２．資金調達の状況

金融機関から運転資金の借入および返済を行いました結果、当連結会計年度末における借入金の残高は79億60百万円となりました。

なお、株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行との間で、120億円のコミットメントライン契約を平成27年３月27日付で更新しており、その借入実行残高は35億57百万円であります。

３．対処すべき課題

国内建設市場は、政府・日銀の各種政策の効果や、円安・原油価格の下落等による企業業績の回復を背景に民間設備投資は堅調に推移しており、住宅投資についても消費増税の延期や雇用・所得環境の改善により、引き続き順調な推移を予想いたします。

一方、慢性的な労働力不足や社会保険加入に関する下請け指導ガイドライン順守による人件費の増加や、一部資材の高騰もあり、収益面においては引き続き予断を許さない状況といえます。

当社グループといたしましては、施工キャパシティを踏まえた適切な受注を行い、高い品質の作品を提供するとともに、平成26年度よりスタートいたしました中期経営計画「ＡＣＨＩＥＶＥ　ＤＡＩＳＵＥ　８０ｔｈ」の基本方針であります「外部環境に左右されない安定的な経営基盤の構築」に向けた施策を着実に実行し、安定成長を目指してまいります。

また、今後も安定した配当を継続するための財務体質の強化、継続的な発展を可能にする人材育成に注力し、企業価値の更なる向上に努めてまいります。

同時に、内部統制の強化、コンプライアンスの徹底等、社会的責任への対応も継続し、建設業を通じて豊かな人間生活に貢献すべく、全社一丸となって取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後とも変らぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

４．財産および損益の状況の推移

区　　分	第66期 (平成23年４月１日から 平成24年３月31日まで)	第67期 (平成24年４月１日から 平成25年３月31日まで)	第68期 (平成25年４月１日から 平成26年３月31日まで)	第69期(当連結会計年度) (平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで)
受　注　高(百万円)	38,826	45,638	59,154	55,359
売　上　高(百万円)	42,002	39,248	52,182	55,726
経常利益(百万円)	△860	△786	1,395	1,882
当期純利益(百万円)	△894	△826	1,239	1,633
１株当たり当期純利益（円）	△85.34	△78.94	118.50	156.24
総　資　産(百万円)	35,465	27,674	36,210	32,855
純　資　産(百万円)	4,217	3,478	4,367	6,390

（注）１．「１株当たり当期純利益」は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

２．当社は、平成26年８月１日付で10株につき１株の割合で株式併合を行っております。前連結会計年度以前についても期首に当該株式併合が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。

３．△印は、損失を示しております。

５．重要な子会社の状況

会　社　名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
大末サービス株式会社	20百万円	100％	建設事業、不動産管理業、保険代理業
テクノワークス株式会社	50	100	建設事業、労働者派遣業、警備業

（注）当社の連結子会社は、上記の２社であります。

６．主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業者「（特－26）第2700号」として国土交通大臣の許可を受け、土木建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(14）第139号」として国土交通大臣の免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

また、連結子会社である大末サービス株式会社は、建設業法により特定建設業者「（特－25）第24476号」として国土交通大臣の許可を受け、土木建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。また、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者「(8）第3299号」として国土交通大臣の免許及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律によりマンション管理業者「(3）第60369号」として国土交通大臣の免許を受け、不動産に関する事業を行うほか、保険の代理業等の事業を行っております。テクノワークス株式会社は、建設業法により特定建設業者「（特－24）第22512号」として国土交通大臣の許可を受け、土木建築ならびにこれらに関連する事業を行っております。また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律により一般労働者派遣業を行う者「般27－030225」として厚生労働大臣の免許を受け、労働者派遣に関する事業を行うほか、警備業法により大阪府公安委員会認定「第62002382号」を受け、警備業を行っております。

７．主要な営業所

(1）当社の主要な営業所

本社･大阪本店　大阪市中央区久太郎町二丁目５番28号

東京本店（東京都江東区）　中四国支店（高　松　市）

東北支店（仙台市青葉区）　九州支店（福岡市博多区）

名古屋支店（名古屋市北区）

(2) 子会社の主要な営業所

大末サービス株式会社　（大阪市中央区）

テクノワークス株式会社　（大阪市中央区）

８．使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
565名	10名増

９．主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,557百万円
株式会社静岡中央銀行	1,386
株式会社りそな銀行	990
株式会社あおぞら銀行	610
株式会社池田泉州銀行	500

Ⅱ．会社の株式に関する事項

１．発行可能株式総数　　42,456,900株

２．発行済株式の総数　　10,614,225株

（注）平成26年６月27日開催の第68回定時株主総会の決議により、平成26年８月１日付で普通株式10株を１株の割合で併合したことに伴い、発行済株式総数は95,528,025株減少しております。また発行可能株式総数は222,467,750株から42,456,900株に、単元株式数は1,000株から100株にそれぞれ変更しております。

３．株　　主　　数　　13,913名

４．大株主（上位10名）

株　　主　　名	持 株 数	持株比率
大東建託株式会社	1,013千株	9.70%
三信株式会社	832	7.96
双日株式会社	618	5.92
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	387	3.71
株式会社大京	239	2.29
山本良継	206	1.98
大末建設株式会社大親会持株会	206	1.97
東洋建設株式会社	152	1.46
大末建設従業員持株会	147	1.41
大末建設東京大親会持株会	133	1.27

（注）持株比率は、自己株式（160,664株）を控除して算出いたしております。

Ⅲ．会社役員に関する事項

１．取締役および監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長 執行役員社長	日　髙　光　彰	
取　締　役 常務執行役員	池　本　隆　之	人事部担当兼監査部担当兼システム部担当
取　締　役 常務執行役員	望　月　健　吉	総務部担当
取　締　役 常務執行役員	牟田園　一　仁	経営企画部担当
取　締　役 執　行　役　員	臼　井　　洋	東京本店長
取　締　役 執　行　役　員	郷右近　英　弘	大阪本店長兼名古屋支店担当
取　締　役	神　谷　國　廣	アンリツ株式会社　社外監査役
常勤監査役	林　　憲　二	
常勤監査役	前　田　一　成	
監　査　役	中　島　　馨	弁護士 株式会社髙島屋　社外取締役

（注）１．取締役神谷國廣氏は社外取締役であります。
２．常勤監査役前田一成および監査役中島　馨の両氏は、社外監査役であります。
３．取締役神谷國廣、常勤監査役前田一成、監査役中島　馨の各氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
４．平成27年４月１日実施の機構改革に伴い、地位および担当等の異動があった取締役は、次のとおりであります。

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
取　締　役	望　月　健　吉	
取　締　役	臼　井　　洋	
取　締　役 執　行　役　員	郷右近　英　弘	東京本店長

２．取締役および監査役の報酬等

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 総 額
取　　締　　役	7名	94百万円
監　　査　　役	3	31
合　　計 （うち社外役員）	10 (3)	126 (21)

（注）１．取締役の報酬額は、平成13年６月28日開催の第55回定時株主総会において、月額20百万円以内と決議いただいております。
２．監査役の報酬額は、平成２年６月28日開催の第44回定時株主総会において、月額４百万円以内と決議いただいております。

３．社外役員に関する事項

(1) 他の会社の社外役員の重要な兼職の状況

地　　位	氏　　名	兼職先会社名及び兼職の内容
取　締　役	神　谷　國　廣	アンリツ株式会社　社外監査役
監　査　役	中　島　　馨	株式会社髙島屋　社外取締役

（注）アンリツ株式会社および株式会社髙島屋と当社との間に特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

地　　位	氏　　名	主　な　活　動　状　況
取　締　役	神　谷　國　廣	当事業年度開催の取締役会23回のうち就任後開催された17回のうち16回に出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するため、必要に応じて適切な助言・提言等を行っております。
常勤監査役	前　田　一　成	当事業年度開催の取締役会23回のうち22回に出席し、他社の取締役や監査役を歴任し、永年培ってきた豊富な経験や企業知識等から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。また、当事業年度開催の監査役会11回のうち11回全てに出席し、監査結果についての意見交換ならびに監査に関する重要事項の審議等を行っております。
監　査　役	中　島　　馨	当事業年度開催の取締役会23回のうち19回に出席し、弁護士として、永年、法曹界で培ってきた広範な知識・経験等から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言等を行っております。また、当事業年度開催の監査役会11回のうち11回全てに出席し、監査結果についての意見交換ならびに監査に関する重要事項の審議等を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款に基づき、社外取締役および社外監査役が任務を怠ったことによって、当社に損害賠償責任を負う場合において善意でかつ重大な過失がないときは、当社への損害賠償責任を法令に定める一定の範囲に限定する契約を締結しております。

Ⅳ．会計監査人の状況

１．名　称　太陽有限責任監査法人

（注）太陽有限責任監査法人は、平成26年10月１日付で太陽ＡＳＧ有限責任監査法人から名称変更しております。

２．報酬等の額

区　　分	報 酬 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	29百万円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	29

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載いたしております。

３．会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社の会計監査人であることに重大な支障があると判断した場合には、監査役会が、会社法第340条第１項の規定により会計監査人を解任いたします。その場合監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。また、そのほか会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定し、当社取締役会は監査役会の決定に基づき、株主総会に議案を提出いたします。

Ⅴ．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は､取締役及び執行役員が企業活動の基本的な考え方を表した｢大末建設グループ行動規範」を率先して垂範すると共に、当社グループの取締役及び使用人に繰り返し伝えることにより企業倫理の浸透に努め、コンプライアンスが企業活動の前提である事を徹底しております。

また、企業倫理・コンプライアンスの一層の強化を図るため、コンプライアンス委員会を開催し、違反行為の原因分析と再発防止策について取締役会及び監査役会に報告を行っております。通常の報告ルートとは異なる内部通報制度（コンプライアンス・ホットライン）を社内と社外に設け、通報者に不利益な扱いはしない事を定めるとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。

定期的に内部監査部門による監査を実施し、関連法規及び社内規則の遵守の徹底とリスク思考に基づく内部統制の検証を図ることとしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理することとしております。取締役及び監査役はそれらの情報を閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理基本規程」を制定しております。本規程は、当社及び関係会社のリスクを予防し、またリスクが発生した場合には、迅速かつ的確に対応することにより被害を最小限にくい止め、再発を防止し、当社グループの企業価値を保全することを目的としております。本規程に基づき、経営企画部担当役員を委員長とするリスク管理委員会を開催するほか、重大なリスクが発生する場合には適宜開催し、その対策等については取締役会に報告をすることとしております。各部門別にリスク管理責任者を置いて、リスク管理を適切に行い、リスク発生の回避に努め、損失を最小限にくい止めるための対策を講じております。

当社は、「危機管理マニュアル」を制定し、リスク管理委員会が、安全確保及び事業継続面において、非常事態が避けられないと判断した場合は、代表取締役社長を対策本部長とする危機管理対策本部を設置し、損失拡大の防止と企業価値の保全に努めるものとしております。また、ＢＣＰ（事業継続計画）を策定しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制度を導入し、権限と責任を明確にしております。取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月１回定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催し、また、執行役員会を開催しております。

さらに、経営に関する重要事項については、必要に応じて社長の諮問機関である経営会議での検討を経て、取締役会で執行決定を行うものとし、決定された業務の執行状況は、担当する取締役又は執行役員が取締役会などにおいて、適宜報告しております。

(5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(a) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に従い、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について定期的な報告を義務付けております。

(b) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理基本規程」及び「関係会社管理規程」を制定し、経営企画部を子会社の管理部門として定期的に指導、管理を行うとともに、リスク管理委員会を設置し、当社グループ全体のリスクマネジメント推進に係わる課題・対応策を審議しております。

(c) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、当社グループ各社が社内規則において明確化された職務分掌及び権限に基づいて業務運営を行う体制とし、業務の専門化・高度化を図っております。また、この体制の中で、重要度に応じて職務権限を委任できることとし意思決定の迅速化を図っております。

(d) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「大末建設グループ行動規範」を作成し、当社グループの全ての取締役及び使用人に周知徹底しております。定期的にコンプライアンス通信を発行し、取締役及び使用人のコンプライアンス意識の啓蒙を図っており、社内と社外にコンプライアンス・ホットラインを設け、不正行為の早期発見と是正に努めております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(a) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人は内部監査部門に所属する使用人とし、監査役は、必要に応じて同部門に所属する使用人に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。

また、監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用人は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、当該使用人の人事異動、人事考課については監査役会の意見を聴取し、尊重するものとします。

(b) 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の職務を補助する事項に対して監査役の指示命令に従うこととしております。

(7) 監査役への報告に関する体制

(a) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の結果と改善状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとします。

(b) 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

子会社の取締役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行います。

(c) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社の監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、

その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底します。

(d) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行ついて、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を負担するものとします。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、必要に応じて、重要な会議に出席することができ、また意見を述べることができるものとしております。さらに、監査役は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項においても取締役及び使用人並びに会計監査人に対して報告を求めることができる体制にしております。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び必要な内部統制システムを整備・運用・評価する体制を構築するとともに、不備があれば必要な是正を行います。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、「大末建設グループ行動規範」において反社会的行為への関与を禁止し、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対し一切関与しないことを基本方針としております。反社会的勢力及び団体との関係を根絶するため、不当要求対応のための社内研修を実施するとともに、総務部を対応統括部署として不当要求防止責任者を選任し、不当要求を受けた場合の通報連絡体制を整備するとともに、平素から外部の専門家や専門機関との緊密な連携関係を構築します。

連結貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位 百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**27,928**	**流動負債**	**24,457**
現金預金	2,500	支払手形・工事未払金等	9,495
受取手形・完成工事未収入金等	22,633	電子記録債務	4,849
電子記録債権	782	短期借入金	7,960
販売用不動産	605	未払法人税等	200
未成工事支出金	771	未成工事受入金	658
その他	637	完成工事補償引当金	172
貸倒引当金	△2	賞与引当金	126
固定資産	**4,926**	工事損失引当金	0
有形固定資産	**3,010**	預り金	651
建物・構築物	1,207	その他	342
機械、運搬具及び工具器具備品	45	**固定負債**	**2,007**
土地	1,749	繰延税金負債	78
その他	7	退職給付に係る負債	1,880
無形固定資産	**53**	環境対策引当金	36
投資その他の資産	**1,862**	その他	11
投資有価証券	1,525	**負債合計**	**26,465**
長期貸付金	23	（純資産の部）	
敷金及び保証金	197	**株主資本**	**6,221**
その他	115	**資本金**	**4,324**
		利益剰余金	**2,028**
		自己株式	**△131**
		その他の包括利益累計額	**168**
		その他有価証券評価差額金	**174**
		退職給付に係る調整累計額	**△6**
		純資産合計	**6,390**
資産合計	**32,855**	**負債純資産合計**	**32,855**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位 百万円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	54,621	
不動産事業等売上高	1,105	55,726
売上原価		
完成工事原価	50,025	
不動産事業等売上原価	1,346	51,371
売上総利益		
完成工事総利益	4,595	
不動産事業等総損失	240	4,354
販売費及び一般管理費		2,280
営業利益		2,074
営業外収益		
受取利息配当金	46	
その他	21	67
営業外費用		
支払利息	158	
手形売却損	24	
その他	76	259
経常利益		1,882
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	7	8
特別損失		
固定資産除却損	0	
減損損失	44	45
税金等調整前当期純利益		1,845
法人税、住民税及び事業税	214	
法人税等調整額	△2	212
少数株主損益調整前当期純利益		1,633
当期純利益		1,633

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位 百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**26,910**	**流動負債**	**24,177**
現金預金	1,778	支払手形	3,248
受取手形	748	電子記録債務	4,849
電子記録債権	782	工事未払金	6,075
完成工事未収入金	21,605	短期借入金	7,960
販売用不動産	597	未払法人税等	188
未成工事支出金	734	リース債務	2
前払費用	187	未成工事受入金	638
その他	476	預り金	637
固定資産	**5,085**	完成工事補償引当金	172
有形固定資産	**2,798**	賞与引当金	118
建物	1,137	工事損失引当金	0
構築物	6	その他	285
車両運搬具及び工具器具備品	36	**固定負債**	**1,957**
土地	1,610	リース債務	6
リース資産	7	繰延税金負債	81
無形固定資産	**45**	退職給付引当金	1,829
ソフトウエア	23	環境対策引当金	36
その他	22	その他	4
投資その他の資産	**2,240**	**負債合計**	**26,135**
投資有価証券	1,488	（純資産の部）	
関係会社株式	441	**株主資本**	**5,689**
従業員に対する長期貸付金	23	**資本金**	**4,324**
敷金及び保証金	192	**利益剰余金**	**1,496**
その他	93	その他利益剰余金	1,496
		繰越利益剰余金	1,496
		自己株式	**△131**
		評価・換算差額等	**170**
		その他有価証券評価差額金	**170**
		純資産合計	**5,860**
資産合計	**31,995**	**負債純資産合計**	**31,995**

（注）金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位 百万円）

科目	金額	
売上高		
完成工事高	53,416	
不動産事業等売上高	211	53,627
売上原価		
完成工事原価	49,075	
不動産事業等売上原価	678	49,754
売上総利益		
完成工事総利益	4,340	
不動産事業等総損失	467	3,873
販売費及び一般管理費		2,006
営業利益		1,866
営業外収益		
受取利息配当金	46	
受取地代家賃	36	
その他	21	103
営業外費用		
支払利息	160	
手形売却損	24	
その他	99	284
経常利益		1,686
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	7	8
特別損失		
減損損失	44	44
税引前当期純利益		1,649
法人税、住民税及び事業税	152	152
当期純利益		1,496

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

大末建設株式会社
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　森内　茂之　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　荒井　巖　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、大末建設株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大末建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年５月13日

大 末 建 設 株 式 会 社
取 締 役 会　御 中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　森 内　茂 之　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　荒 井　巖　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、大末建設株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月22日

大末建設株式会社　監査役会

常勤監査役　林　憲二　㊞

常勤監査役　前田一成　㊞

監査役　中島　馨　㊞

（注）常勤監査役　前田一成、監査役　中島　馨の両名は、会社法第２条第16号及び第335条第３項に定める社外監査役であります。

以　上

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元につきましては、安定配当を基本方針とし、株主利益の増大を念頭に置いて、当期の業績、将来の見通し等を総合的に勘案して決定すべきものと考えております。

株主の皆様には、平成９年３月期から無配を続け、大変ご迷惑をおかけして申し訳なく存じております。全社をあげて業績の回復に努めてまいりました結果、当期の業績および今後の事業展開等を勘案して、配当の体制が整ったものと判断して、以下のとおり復配させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金５円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は52,267,805円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年６月29日

第２号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についても、その期待される役割を十分に発揮していただけるよう、定款第26条および第33条の一部を変更するものであります。

なお、定款第26条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所となります。）

現行定款	変更案
第4章　取締役および取締役会	第4章　取締役および取締役会
第19条～第25条　（条文省略）	第19条～第25条　（現行どおり）
（社外取締役の責任限定契約） 第26条　当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。	（取締役の責任限定契約） 第26条　当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。
第5章　監査役および監査役会	第5章　監査役および監査役会
第27条～第32条　（条文省略）	第27条～第32条　（現行どおり）
（社外監査役の責任限定契約） 第33条　当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。	（監査役の責任限定契約） 第33条　当会社は、会社法第427条第1項の定めにより、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任限度額は、法令が定める額とする。

第３号議案　取締役７名選任の件

取締役全員 日髙光彰、池本隆之、望月健吉、牟田園一仁、臼井洋、郷右近英弘、神谷國廣の７氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役７名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ひ た か　みつあき 日　髙　光　彰 （昭和23年５月９日生）	昭和42年４月　当社入社 平成11年２月　当社九州支店工事部長 平成13年10月　当社大阪本店建築部長 平成14年10月　当社大阪本店副本店長 平成15年４月　当社執行役員 平成16年６月　当社取締役 平成17年５月　当社常務執行役員 平成19年４月　当社マンション事業本部長 平成22年４月　当社執行役員副社長 平成23年４月　当社代表取締役社長（現任） 執行役員社長（現任）	12,303株
2	いけもと　たかゆき 池　本　隆　之 （昭和40年７月16日生）	昭和63年４月　当社入社 平成19年４月　当社経営企画部長 平成21年４月　当社執行役員 平成22年４月　当社大阪マンション事業部管掌兼大阪建設事業部管掌兼大阪リニューアル事業部管掌 平成22年６月　当社取締役（現任） 平成23年４月　当社東日本担当 平成24年４月　当社東京本店長 平成25年４月　当社システム部担当（現任） 平成26年３月　当社常務執行役員（現任） 当社人事部担当兼監査部担当（現任）	4,800株

候補者番号	氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	むたぞの　かずひと 牟田園　一　仁 （昭和39年８月15日生）	平成２年４月　株式会社三和銀行（現　㈱三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成23年３月　同行大和高田支店長 平成23年11月　同行大和高田支店長兼支社長 平成25年４月　当社入社　経営企画部担当役員補佐 平成25年６月　当社取締役（現任） 常務執行役員（現任） 経営企画部担当（現任）	300株
4	ごうこん　ひでひろ 郷右近　英　弘 （昭和35年６月15日生）	昭和62年７月　当社入社 平成21年３月　当社建設事業本部東京建設事業部長 平成21年４月　当社執行役員（現任） 建設事業本部副本部長 平成22年４月　当社東京建設事業部長 平成24年４月　当社東京本店建設営業部長 平成25年４月　当社大阪本店長兼名古屋支店担当兼大阪本店開発事業部長 平成25年６月　当社取締役（現任） 平成27年４月　当社東京本店長（現任）	1,200株
5	まえだ　のぶひろ ※　前　田　延　宏 （昭和28年８月14日生）	昭和47年４月　当社入社 平成20年４月　当社大阪建設事業本部大阪建設事業部副事業部長 平成21年４月　当社執行役員（現任） 生産管理部担当 平成23年４月　当社大阪マンション事業部長 平成24年１月　当社西日本技術グループリーダー 平成24年４月　当社大阪本店技術部長 平成25年４月　当社安全環境品質部担当 平成27年４月　当社総務部担当（現任）	2,800株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	むらおかずのり ※ 村尾和則 （昭和40年１月24日生）	昭和63年４月　当社入社 平成22年４月　当社西日本技術グループリーダー 平成24年４月　当社大阪本店工事部長 平成25年４月　当社執行役員（現任） 平成27年４月　当社大阪本店長兼名古屋支店担当（現任）	996株
7	かみやくにひろ 神谷國廣 （昭和19年８月16日生）	昭和43年４月　株式会社日立製作所入社 平成11年４月　同社経理センタ長 平成12年４月　同社財務一部長 平成14年６月　同社情報・通信ｸﾞﾙｰﾌﾟＣＯＯ兼Ｅｿﾘｭｰｼｮﾝ推進本部長 平成16年10月　日立ｵﾑﾛﾝﾀｰﾐﾅﾙｿﾘｭｰｼｮﾝｽﾞ株式会社代表取締役会長就任 平成19年３月　同社代表取締役会長退任 平成19年６月　日立マクセル株式会社取締役就任 監査委員長 平成20年10月　社団法人日本監査役協会会計委員会委員 平成21年６月　同協会基本問題検討委員会専門委員 平成22年６月　日立マクセル株式会社取締役退任 平成22年10月　社団法人日本監査役協会基本問題検討委員会専門委員及び会計委員会委員退任 平成26年６月　当社社外取締役(現任) （重要な兼職の状況） アンリツ株式会社　社外監査役	300株

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
３．神谷國廣氏は、社外取締役候補者であります。
４．神谷國廣氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

５．社外取締役神谷國廣氏と当社の間で会社法427条第１項の規定による責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
６．神谷國廣氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は届け出を継続する予定であります。なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって１年となります。

第４号議案　監査役１名選任の件

監査役　中島　馨氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

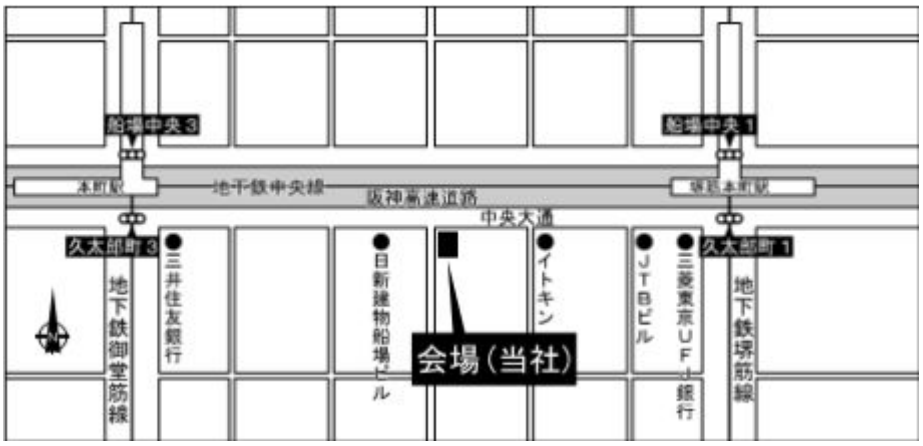
氏　　名 （生 年 月 日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
なかじま　かおる 中　島　　馨 （昭和15年10月１日生）	昭和49年４月　弁護士登録（現任） 平成６年４月　大阪弁護士会副会長 平成14年５月　株式会社髙島屋社外監査役 平成19年６月　当社社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社髙島屋　社外取締役	800株

（注）１．監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
２．中島　馨氏は社外監査役候補者であります。
３．中島　馨氏を社外監査役候補者とした理由は、同氏が弁護士として永年法曹界で培ってきた広範な知識・経験等を、社外監査役として監査業務に活かしていただきたいためであります。
４．社外監査役中島　馨氏と当社の間で会社法427条第１項の規定による責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。
５．中島　馨氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合は届け出を継続する予定であります。なお、同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって８年となります。

以　上

MEMO

〔株主総会会場ご案内略図〕



会場　〒541-0056 大阪市中央区久太郎町二丁目５番２８号
久太郎町恒和ビル９階
当社会議室
ＴＥＬ　06（6121）7121

交通　地下鉄堺筋本町駅（11番出口）より徒歩４分
地下鉄本町駅（12番出口）より徒歩７分